

財務省第5入札等監視委員会

平成29年事務年度第4回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成30年6月14日（木）東京税関会議室	
委員	委員 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 福島洋尚（早稲田大学大学院教授） 委員 藤重由美子（東京八丁堀法律事務所・弁護士）	
審議対象期間	平成30年1月1日（月）～平成30年3月31日（土）	
抽出事案	4件	（備考）
1 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：平成29年度文具類の調達（単価契約） 契約相手方：協同組合大東京文具チェーン （法人番号3010705000497） 契約金額：@3,331円ほか 契約締結日：平成29年4月12日 担当部局：東京税関
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：横浜第一港湾合同庁舎及び横浜税関新港分関の清掃業務に関する請負契約 契約相手方：有限会社総合ビルメンテナンス （法人番号1040002096420） 契約金額：2,592,000円 契約締結日：平成29年4月3日 担当部局：横浜税関
3 随意契約（物品役務等）	1件	契約件名：情報分析ソフトウェアバージョンアップグレード 契約相手方：株式会社コア （法人番号4010901003823） 契約金額：9,504,000円 契約締結日：平成30年1月5日 担当部局：東京税関
4 競争入札（公共工事）	1件	契約件名：横浜税関本関庁舎空調機オーバーホール工事 契約相手方：国際ビルサービス株式会社 （法人番号8020001020203） 契約金額：1,387,800円 契約締結日：平成30年1月31日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】            契約件名：平成29年度 文具類の調達（単価契約）            契約相手方：協同組合大東京文具チェーン（法人番号3010705000497）            契約金額：@3,331円ほか            契約締結日：平成29年4月12日            担当部局：東京税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>一般的な文具類にもかかわらず一者応札である要因について説明願いたい。</p> <p>高落札率の要因について説明願いたい。</p>	<p>税関で使用する文具類は、一括調達により配送コストが高くなることが懸念され、また品目数が多く仕様書の作成等の事務負担が多いため、平成23年度までは各税関で個別に調達していたものである。しかし、平成24年度において、東京税関会計課に一括調達を担当する調達専門官が設置され、文具類の一括調達について改めて検討を重ねたところ、調達する品目を1,700品目から同等品の一本化や購入の必要性を検討し319品目に圧縮できたほか、事業者へのヒアリングにより、スケールメリットによる購入単価の低減及び全国に配送拠点を置く物流倉庫を介することで配送コストが抑制できると判断し、平成27年度より全国の文具類を一括調達したものである。</p> <p>一括調達する文具類は、取り扱う品目数量が多く、事業者が扱う各品目の最小販売単位と配送先ごとの納入単位が合致しないことから、仕分・梱包に多くの労力が必要となる点や、納入先が数多く全国配送という点も事業者への大きな負担となることから、入札に参加する事業者が限定される要因の一つと見られる。実際に、平成29年度において、応札者以外に見積書を提出した者が一者いたものの、仕分・梱包作業に応じられると想定した上で見積書を提出したが、現実的に作業場所等環境が整わず応札には至らなかったものである。</p> <p>二者から見積りを取得し、項目毎に安価な単価を採用し積算したものであるが、採用となった単価の大半が落札者から取得した見積り単価によるものであったことが、高落札率に至った要因と考えられる。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】</p> <p>契約件名：横浜第一港湾合同庁舎及び横浜税関 新港分関の清掃業務に関する請負契約</p> <p>契約相手方：有限会社総合ビルメンテナンス (法人番号1040002096420)</p> <p>契約金額：2,592,000円</p> <p>契約締結日：平成29年4月3日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>一者応札の要因について説明願いたい。</p> <p>近隣官署と契約を分けている理由について説明願いたい。</p>	<p>本契約は、平成29年度における横浜第一港湾合同庁舎（以下「第一合庁」という。）及び横浜税関新港分関（以下「新港分関」という。）に係る日常及び定期清掃に関する請負契約である。</p> <p>日常清掃とは、日時単位で、原則開庁日に清掃作業を行うものであり、定期清掃は年2回、原則閉庁日に清掃作業を行うものである。</p> <p>なお、第一合庁の入居官署は、横浜税関及び横浜保護観察所であり、当該支払額は、それぞれの専用部分及び共用部分の清掃面積・分担割合に応じて算出している。</p> <p>本契約に係る応札状況は、平成26年度：4者、平成27年度：9者、平成28年度：2者であったが、平成29年度：1者となった。</p> <p>なお、平成29年度の応札については、業者1者が入札説明後に辞退している。その者に辞退理由を確認したところ、先に他の官庁と契約締結したことにより、清掃員の手配が不可能となったため辞退した旨、聴取した。</p> <p>また、参考ではあるが、平成30年度入札にあつては3者の応札があった。</p> <p>当該契約の第一の集約として、本契約（第一合庁及び新港分関）については、平成20年度まで「第一合庁税関専用部分及び新港分関」と「第一合庁共用部分」に分割して契約していたものであるが、平成21年度から両契約を一本化したところ。</p> <p>第二の集約として、別途契約を締結している近隣14官署の契約（本契約を除く）については、当初の官署単位での契約から、順次集約化を図ってきたところ、平成23年度において「本関庁舎及び本関分庁舎」及び「その他の12官署」の2契約に集約したものである。</p>

意見・質問	回答
<p>予定価格の積算に際し、見積書を提出した者について、入札には参加していないが、不参加の理由について説明願いたい。</p>	<p>前述した第二の集約化において、本契約を含めて検討したものであるが、清掃業者へのヒアリングにより、清掃業務は「人件費」と「清掃面積」によって経費を算出するため、スケールメリット（コストダウン）は生じにくい旨の回答を得た。</p> <p>また、清掃規模を拡大させることにより、履行可能な業者を減少させ競争性が衰退する、従前良好な履行状況であった契約者が参加できなくなる、中小企業の受注機会が少なくなる等が懸念された。</p> <p>上記を理由として、本契約と近隣官署の契約とを分割し、「本契約」及び「近隣14官署の契約（2契約）」の計3契約としている。</p> <p>一旦、持ち帰り確認させていただきたい。</p> <p>（以下、委員会後に委員に対し電子メールにて回答を行った内容）</p> <p>見積書を提出した者は、平成28年度における当該契約の請負業者である。同者に入札へ参加しなかった理由についてヒアリングを行ったところ「社内の方針により平成29年度契約から官公庁の入札を控え、民需に注力することとなった。平成28年度に当社が当該契約を請負っていたころから、見積書の提出要請には応じた。」との回答を得た。</p> <p>なお、当関において、平成29年度以降の官公庁における清掃関連の入札状況についてインターネットにて閲覧したところ、同者の落札情報が登録されていないことを確認した。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【事案3】</b>            契約件名：情報分析ソフトウェアバージョンアップグレード            契約相手方：株式会社コア            (法人番号4010901003823)            契約金額：9,504,000円            契約締結日：平成30年1月5日            担当部局：東京税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>アップグレードの必要性について説明願いたい。</p> <p>本ソフトウェアは株式会社コアからしか調達できないのか。</p>	<p>アナリストノートブックは、大量の断片情報を実用的な可視化情報に変えるソフトウェアであり、保有しているデータファイルの中から関係性や傾向を簡単に見極めることができる情報分析ソフトウェアである。</p> <p>平成24年度に調達した同ソフトウェアについて、機能性・操作性の向上したバージョンへの更新を図ることにより、密輸等犯則事案のさらなる取締強化を行うことを目的としたものである。</p> <p>東京税関では、バージョン8、9と異なるバージョンのソフトウェアを使用していたが、バージョンの相違から、それぞれのソフトウェアで作成したデータを共有することができないため、バージョンを揃える必要があった。本調達により、旧バージョンのソフトウェアのアップグレードを行ったことで、作成した全てのデータを共有することが可能となり、より深度のある情報分析に寄与しているものである。</p> <p>アナリストノートブックはイギリスのi2社が、開発したソフトウェアであり、我が国への導入は、平成16年に株式会社コアが行ったものである。同者は、継続して当該ソフトウェアの販売及び日本語でのサポートを行っており、他の企業による提供は行っていないものと認識している。</p> <p>本件調達においては、他に提供できる者の有無を確認するうえで公募を実施したが、提供できる者として意思表示を示した者が株式会社コアのみであったため、同者と随意契約を締結したものである。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【事案4】</b>            契約件名：横浜税関本関庁舎空調機オーバーホール工事            契約相手方：国際ビルサービス株式会社            （法人番号8020001020203）            契約金額：1,387,800円            契約締結日：平成30年1月31日            担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>予定価格の積算について説明願いたい。</p> <p>低落札率の要因について説明願いたい。</p> <p>予定価格と落札金額との乖離が大きいことから、予定価格作成時の見積書の取得方法について改善の余地はないのか説明願いたい。</p>	<p>本件は、横浜税関本関庁舎に設置されている空調機のオーバーホール工事を行ったものである。</p> <p>当該空調機は、当初の設置から15年が経過し、経年による機能低下及び劣化が認められた。また、現在、当該庁舎において外壁改修工事を行っていることから窓の開閉が不可能な状況にあり、空調機が故障した場合には、室温調整や空気循環ができず、執務環境に重大な影響を及ぼすことから、当該空調機を長期的かつ良好な状態で使用できるよう本工事をを行った。</p> <p>交換部品価格や作業費等については、物価資料に掲載されていないことから、当該工事の履行が可能な二者から見積書を徴取し、より安価な見積金額を部品価格や作業費等に採用した。また、共通仮設費、現場管理費等の諸経費については、国土交通省で毎年作成している積算基準を基に算出し、双方を合わせて予定価格とした。</p> <p>落札者に対し、落札額に至った理由を確認したところ、工事を4日間で行うことで人件費が抑えられたこと等を聴取している。</p> <p>なお、本入札には落札者を含め三者が参加しており、全者が対象機器やその設置状況等を、事前に現場確認したことから、入札価格を積算するうえで、工事の集中化が可能と判断したものと推測される。</p> <p>新規案件については、業者へ見積依頼を実施する際、事前に対象現場を確認させることで、より精度の高い見積書の取得に努め、また、過去の同種工事の施工金額を考慮する等、より適正な予定価格となるよう検討したい。</p>